

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出の提出について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等加算」（以下「処遇改善加算等」という。）を取得する場合は、年度ごとに処遇改善加算等に係る届出をする必要があります。

つきましては、令和 5 年 4 月又は令和 5 年 5 月からの算定が必要な場合は、下記のとおり届出書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（障障発 0310 第 2 号令和 5 年 3 月 10 日一部改正）の内容をご確認の上、本加算の取扱いにつき誤りのないようご注意ください。

記

1 書類の提出について

令和 5 年（2023 年）2 月 10 日付け札幌第 3500 号にてお知らせした「スマート申請」の導入方針に基づき、原則としてスマート申請により提出を受け付けます。

(1) 提出書類

別紙様式 2-1	障害福祉サービス等処遇改善計画書（計画書_総括表） 【提出必須】
別紙様式 2-2	福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表） 【提出必須】
別紙様式 2-3	福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表） ※ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合</u>
別紙様式 2-4	福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表） ※ <u>福祉・介護職員等ベースアップ等加算を算定する場合</u>

別紙様式 2-5	職員分類の変更特例に係る報告 ※ 届出の必要がある場合（厚生労働省通知参照）
別紙様式 5	特別な事情に係る届出書 ※ 届出の必要がある場合（厚生労働省通知参照）

必要書類は、札幌市のホームページからダウンロードして下さい。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出

(URL)

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/reiwa5_syogukaizen.html

(2) 提出方法

スマート申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/syogu-nen-dotousyo>

※スマート申請が困難な場合は、郵送でご提出ください。

《郵送でのご提出先》

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 指定指導担当係

(3) スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途連絡のうえ確認を行うか、追加で添付書類等の提出を求める場合があります。また、入力内容や添付書類が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあるものと判断する可能性があります。
- ・申請内容が届出を行う変更または加算等の要件に該当しなかった場合や、内容に虚偽またはその疑いがあると認められた場合は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

3 提出期限

令和5年4月15日(土) 23:59

※提出書類に不備がある場合は、令和5年4月又は5月からの算定ができません。

※郵送の場合は、令和5年4月15日消印まで有効です。

4 計画提出にあたっての注意点

- (1) 計画書の作成に際しましては、厚生労働省通知の内容をよくご確認の上、作成をお願いいたします。
- (2) 令和5年度から様式が変更となりましたので、新様式でご提出ください。
- (3) 計画書には計算式が入っており、審査を行う上で重要なものとなっておりますので、色付きのセル以外は入力を行わないでください。
- (4) 別紙様式2-1に提出前のチェックリストがありますので、「×」がないことを確認の上、ご提出ください。
- (5) 基本情報入力シートは削除しないでください。
- (6) エクセルのファイル名を法人名に変更の上、提出してください（例 株式会社札幌.xlsx）
- (7) スマート申請を行う際に、前年度（令和4年度）と取得する加算や区分に変更がある場合は、変更ありの項目に必要な事項を入力してください。

5 特記事項

- (1) 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は、処遇改善加算等の算定対象外です。
- (2) 処遇改善加算等を算定しない場合は本書類の提出は不要です。
- (3) 障害福祉サービスと介護保険サービスで、計画書の様式が異なります。障害福祉サービス事業所は必ず、所定の様式にて計画書をご提出ください。
- (4) 特定処遇改善加算Ⅰの算定要件の一つに、福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算）の届出が必要となっております。そのため、福祉専門職員配置加算または特定事業所加算の届出がない場合は、特定処遇改善加算Ⅰで申請した場合も、特定処遇改善加算Ⅱで登録いたします。
- (5) 根拠資料（就業規則等）の提出は原則不要です。計画書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、札幌市から求めがあった場合には速やかに提示できるようにしてください。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

6 お問い合わせ

お問い合わせにつきましては、電話での対応が困難ですので、札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉
> 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 質問票、新規指定申請予約

(URL)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

メール：jigyosyasitei@city.sapporo.jp

TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181